

## ひとり親世帯臨時特別給付金

☎子育て支援課 ☎(55)7118

ひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金事業を実施しています。対象となる方でまだ申請がお済みでない場合は、2月26日(金)までに子育て支援課または各支所へ申請してください。

### 【基本給付】

▼対象／児童扶養手当の支給要件にあてはまり、次のいずれかに該当する方  
①公的年金などを受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼給付額／1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 【基本給付の再支給】

▼対象／基本給付の申請を行う方

▼給付額／1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 【追加給付】

▼対象となる方／次のいずれかに該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方  
①基本給付の①に該当する方

②令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方で、今までに追加給付の申請をされていない方

▼給付額／1世帯5万円

## 一人で悩まず ご相談ください

子育てや家庭のことで、どこに相談したらいいのかわからない悩みはありませんか？  
相談内容の秘密は固く守られます。必要に応じ関係機関と連携を取りながら支援を行います。

### 妊娠や子育ての相談

#### ●あいさいっ子相談室(子育て世代包括支援センター)

妊娠・出産、子育て、しつけ、保育園・幼稚園・学校、兄弟・家族のことなど妊娠中から子育てをしている方を対象に切れ目のない支援を行っています。

▶相談日時／月～金曜日(土・日曜日、祝日・年末年始は休み)  
午前9時～午後4時

▶相談方法／面接・電話

☎「あいさいっ子相談室」 子育て支援課 ☎(55)7131  
健康推進課(佐屋保健センター) ☎(28)5833



### 子どもや家庭の相談 ひとり親家庭に関する相談

#### ●家庭相談員

子どもに関わる家庭内・学校・交友関係・しつけなどの相談や、児童虐待についての相談・通報などを受け付けています。

#### ●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の方、これから離婚を考える方などが抱える悩み、生活の安定や子育て、就業に関する相談などを総合的に行っています。

▶相談日時／月～金曜日  
(土・日曜日、祝日、年末年始は休み)  
午前9時～午後4時30分

▶相談方法／面接・電話

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118



### 女性の悩みごと相談

#### ●県女性相談センター

##### 社会福祉課

配偶者やパートナーからの暴力、家庭内の不和やストーカー行為など、女性が直面するさまざまな悩みに関する相談を受け付けています。

▶相談日時／月～金曜日  
(土・日曜日、祝日、年末年始は休み)  
午前9時～午後4時30分

▶相談方法／面接・電話

☎ 県女性相談センター海部駐在室

☎(24)2134

社会福祉課

☎(55)7115

